

陳 情 文 書 表

平 2 4 陳 情 第 1 7 号	平成 2 4 年 1 0 月 2 3 日 受 理
件 名	介護職員処遇改善加算の継続・拡充を求める陳情
陳 情 者	横浜市保土ヶ谷区岩井町 2 1 8 ㊦ 神奈川県医療労働組合連合会㊦ 執行委員長 土谷 正明㊦
陳 情 の 原 文	
<p>陳情趣旨</p> <p>介護職員の処遇改善の取り組みとして、平成 2 1 年 1 0 月から実施されていた介護職員処遇改善交付金制度は、平成 2 4 年度介護報酬改定で、介護報酬に組み込まれ、介護職員処遇改善加算として継続されることとなりました。しかし、この加算制度については、「経過的な取り扱いとして、平成 2 7 年 3 月 3 1 日までの間」とされ、次回の改定以降の加算制度の継続については、極めて不透明な状況です。</p> <p>超高齢社会を迎えて、介護を担う介護職員の不足は深刻で、離職者が依然として高い状況が続いており、介護事業者は介護職員の確保に苦慮しています。「介護崩壊」をくい止め、安全・安心の介護を実現するためには介護職員確保にむけ、賃金改善などの処遇改善が不可欠です。介護職員の賃金は、全労働者平均と比較しても、およそ 3 分の 2 程度で、約 1 0 万円以上も低い実態があります。政府公約である介護職員への 4 万円の賃上げからも、介護職員処遇改善加算は、廃止でなく、継続し拡充させることが求められます。</p> <p>以上の趣旨から、安全・安心の介護実現のための介護職員の人材確保を図るため、次の事項について地方自治法第 9 9 条に基づき、国に対し意見書を提出していただきたく陳情いたします。</p> <p>陳情事項</p> <ol style="list-style-type: none">1 介護職員処遇改善加算を平成 2 7 年 4 月 1 日以降も継続すること。2 介護職員処遇改善加算の対象職員を介護職員以外の職種にも拡大すること。	